

船橋市監査委員告示第10号

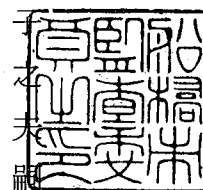
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和4年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同  
同  
同

栗 林 紀  
齋 藤 弘  
浦 田 秀  
松 橋 浩



番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
1	52	社会教育課 中央公民館	意見	今後の公民館の使用料の見直しに当たっては、受益者負担の適正性・公平性の観点から、公民館ごとの原価に基づき、公民館ごとに算定するよう要望する。	監査時点と同じ。	「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」に基づいて公共施設の使用料見直しが全庁的に実施される際に、受益者負担の適正性・公平性の観点を含めて、公民館使用料の算定方法について、検討を行う。
2	55	社会教育課 中央公民館	意見	社会教育関係団体と一般団体との間の公民館の使用料の格差の是正に向けた検討を進めるよう要望する。	監査時点と同じ。	公民館職員で構成されるワーキンググループの中で、使用料の在り方について検討を進める。
3	56	社会教育課 中央公民館	意見	公民館の使用料の還付制限については、原則として既納の使用料の還付を認めるよう条例の規定の改正に向けた取組を要望する。	監査時点と同じ。	「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」に基づいて公共施設の使用料見直しが全庁的に実施される際に、使用料の還付制限に関して、検討を行う。
4	65	社会教育課 中央公民館	意見	公民館運営審議会委員の選任に当たっては、多様な世代を代表する委員構成をめざし、様々な市民が委員として選任されるために、就任年数や更新回数に制限を加えることを検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	今後、就任年数や更新回数に制限を加えることなどについて、他の附属機関を参考に検討を進める。
5	65	社会教育課 中央公民館	意見	公民館運営審議会の委員を選任する際には、公民館の業務委託等に継続的に関わっていないかどうか、調査する必要がある。このような利益相反関係が認められる場合は、委員として相応しくないものと判断するための欠格条項や除斥措置に係る基準が必要になるため、船橋市公民館条例施行規則等に公民館運営審議会委員の利益相反関係に係る規定を追加するよう要望する。	監査時点と同じ。	利益相反関係に関する規定を次の改正のタイミングで規則に入れられるよう検討を進める。
6	67	社会教育課 中央公民館	意見	使用団体調査票及び予約システム使用登録申請書の様式の変更又は別紙を設けることにより、公民館を利用する団体の構成員の在住・在勤・在学の場所を確認できる情報の記載を求めるよう要望する。	監査時点と同じ。	公民館職員で構成されるワーキンググループの中で、利用基準の見直しを行っており、その一環として検討を進める。
7	68	社会教育課 中央公民館	意見	社会教育関係団体等で、青少年育成を目的とした活動において、公民館の施設を利用する際に提出する公民館使用許可・使用減免申請書の【減免理由】欄には、「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号」や「船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第2号」の記載のみではなく、全額免除に当たるか否かを判断することができる最低限の記載を行う事務を全館統一で実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	公民館職員で構成されるワーキンググループの中で、利用基準の見直しを行っており、その一環として検討を進める。
8	70	社会教育課 中央公民館	意見	複数の地区公民館の委託業務については、随意契約とすべき特段の理由がないのであれば、一括契約とする等、契約事務の合理化を図るよう要望する。	中部ブロックについては、令和5年度から、一部の契約を一括契約に移行した。	令和6年度契約に向けて、他のブロックで一括契約の導入に関して検討を進める。
9	73	中央公民館	意見	施設等修繕契約において、可能な限り複数事業者から参考見積を徴取するか、1事業者による参考見積であってもその内容を精査して主要な見積・積算項目に対する市場価格との対比による検証等を実施するなど、経済性・競争性を確保し適正な設計金額の積算を行うよう、検討することを要望する。	監査時点と同じ。	船橋市契約規則では、随意契約を締結する際、契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合は1者以上から見積書を徴取するものと規定されていることから、見積書を1者から徴取したことは規則上問題ないと考えるが、主要な見積・積算項目に対する市場価格との対比による検証等を実施するなど、経済性・競争性を確保し適正な設計金額を積算することに関しては、関係課と協議を進める。
10	73	中央公民館	意見	施設等修繕契約時に中央公民館が作成する設計書において、諸経費の内訳科目や設計金額に占める諸経費の割合について、これまでは1つの事業者からの参考見積に記載されている諸経費等を参考に集計されてきたものと見受けられる。しかし、今後は、諸経費の集計科目の範囲を一定のルールに基づき確定し、また、設計金額に対する諸経費の割合についても一定のルールを設定するなど、見直しを実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	船橋市契約規則では、随意契約を締結する際、契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合は1者以上から見積書を徴取するものと規定されていることから、見積書を1者から徴取したことは規則上問題ないと考えるが、諸経費の集計科目の範囲を一定のルールに基づき確定し、また、設計金額に対する諸経費の割合についても一定のルールを設定することに関しては、関係課と協議を進める。
11	75	中央公民館	意見	機械警備業務委託契約は4件の契約で各館がそれぞれに締結しているが、より経済的なメリットを追求する観点からは、これら4件の契約を1件に集約することを検討するよう要望する。	契約を集約することについて、公民館職員で構成されるワーキンググループで検討した。	令和9年度の更新時期に合わせ、4件の契約を1件に集約する。
12	75	中央公民館	意見	各館で契約を締結している機械警備業務委託の単価については、参考見積の単価を採用しているために各館で異なる単価により積算していることとなっている。合理性が見いだせない異なる契約単価は各館共通の視点から再度見直しを行い、共通単価での設計を行うよう要望する。	監査時点と同じ。	次回更新時期前までに、共通単価での設計についての検討を進める。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
13	75	中央公民館	意見	機械警備業務委託における支払回数は契約書の特記仕様書に基づき、契約額を12等分して支払を行っているが、支払月額が僅少である点や委託業者との合意により支払方法を決定できる点等を考慮すると、委託業者との交渉により、年間支払回数を合理的な回数に削減して、より効率的な事務処理を実現できるよう要望する。	監査時点と同じ。	次回更新時期前までに、支払い回数についての検討を進める。
14	77	中央公民館	指摘	現場往査時における備品のサンプルチェックの結果に鑑みると、明らかに物品調査が適切に行われていなかったと考えられる事例が散見されるため、物品調査の趣旨・必要性を周知の上、物品調査が適切に行える環境(備品の整理整頓、設置場所の把握、備品整理票の貼付等)を事前に整備し、調査時は記憶に頼らず1件1件台帳と現物の突合を徹底することを改めて公民館全館に対して周知されたい。	公民館全館に対し令和5年2月の公民館長会議にて備品管理について、現物と台帳を突合するよう周知済み。また、中央公民館では、4月に会計課の物品調査報告時に台帳と現物の突合を行った。	左記のとおり措置済み。
15	78	中央公民館	意見	実際の購入価格が3万円未満の備品については、必要に応じて制度所管課である会計課と船橋市物品管理規則の取扱いについて協議の上、消耗品への分類換えを検討するよう要望する。	会計課と協議したところ、備品購入費で執行し契約した結果、3万円未満となった備品については、耐用年数などの形状は変わらないことから、消耗品への分類換えは不要であるとの回答を得たことから、現状のまま備品として管理を行っていくこととした。	左記のとおり措置済み。
16	79	中央公民館	指摘	公有財産台帳は船橋市公有財産規則第34条に基づき、適切に作成されたい。	公有財産台帳における取得価格が未掲載である土地及び建物については、旧土地台帳や旧建物台帳等で価格を確認し、令和5年6月末までに公有財産台帳への登録が完了した。	左記のとおり措置済み。
17	79	中央公民館	意見	公有財産台帳の情報については、記載内容の正確性、網羅性について、毎年度一定の時点で確認を行い、適時情報を確認できる体制を構築するよう要望する。	公有財産台帳における取得価格が未掲載である土地及び建物については、旧土地台帳や旧建物台帳等で価格を確認し、令和5年6月末までに公有財産台帳への登録が完了し、適時情報を確認できる体制とした。	左記のとおり措置済み。
18	81	中央公民館	意見	設計業務委託契約の委託業者から提出された再委託(下請負)承諾願に対して、「発注者の承諾」の意思決定を「課内決裁の押印」で行っているとしても、委託業者に「発注者の承諾」を行う行為は契約書上求められる重要な行為であるため、書面にて回答をするなど、内部統制上、客観的な証拠書類を残すことを、建築課に申し入れるよう要望する。	令和4年度末に建築課へ左記の事項を伝え、現状の取り扱いで変更する予定はないとの回答を得た。	左記のとおり措置済み。
19	82	中央公民館	意見	業務完了通知から、検査依頼、検査の実施、成績の評定及び成果物の引渡しを全て同日に実施することは、十分な検査や成果物の瑕疵対応などがない可能性があると考えられるため、可能な限り契約期間が終了する10日程度前までには余裕をもって委託業者から成果物を徴取することを、建築課に申し入れるよう要望する。	令和4年度末に建築課へ左記の事項を伝え、現状の取り扱いで変更する予定はないとの回答を得た。	左記のとおり措置済み。
20	83	中央公民館	意見	備品購入に当たり、「下見積」を指名する予定の2者から徴取せず、1者のみから徴取することは、公平性や経済性の面から改善の余地が認められるため、今後、備品購入に当たっては2者以上から「下見積」を徴取するよう要望する。	備品購入に当たり公民館では下見積を1者から徴取したが、入札に際し契約課で2者以上から見積を徴取しているため、制度上問題はないと考える。	左記のとおり措置済み。
21	83	中央公民館	指摘	備品の廃棄処理に当たっては、備品処分決議票による決裁を先に行い、その後に実際に従来備品の廃棄処理を行う手順を確認し、遵守するルールを確認されたい。	令和5年2月の公民館長会議にて備品の廃棄処理を行う手順について周知済み。	左記のとおり措置済み。
22	88	中央公民館	指摘	宮本公民館において、25年以上前から個人の音響技術者に対して依頼している音響機材の借上及びその操作業務については、業務の実態に合わせて仕様書等の書面を作成して取り交わし、支出科目の見直しを行われたい。	仕様書等については音響操作業務の具体的な業務などを記載し、書面で作成のうえ、取り交わした。支出科目については令和5年度予算において、生涯学習振興費の使用料及び賃借料から音響操作業務委託料に変更済み。	左記のとおり措置済み。
23	88	中央公民館	指摘	公演者への出演料の支出が大幅に遅延している事例が把握されたが、ルールに基づいた請求書の徴取とその請求に対して遅延することがないよう、適正な会計処理の実施を周知されたい。	令和5年度から報償費の支払手順の見直しを図り、支出漏れや遅延がないよう複数人で「報償費等内訳書」を確認するなどの措置を行い、職員に周知した。	左記のとおり措置済み。
24	88	中央公民館	意見	公演者との間の交渉基準は現在、書面化され明確に共有されておらず、また、出演者との間での出演の合意条件に係る書面も取り交わされていない。したがって、内部統制の整備の面からも、公演者との交渉基準については書面に整理し、公民館スタッフ内での内規として共有することや出演者との交渉結果として出演依頼書や契約条件合意書等を書面で作成し、双方で保管することを検討するよう要望する。	出演条件の概要を段階的に積み上げていくプロセスを遠距離の出演者等とも日々行えるよう、令和5年度から出演依頼や出演条件の合意形成について電子メールを活用し、その結果を文書として保管することで他の公民館スタッフも内容を共有できるよう改善を図った。	交渉基準に関しては、令和5年度中を目途に、公民館スタッフ内での内規として共有することや、出演者との交渉結果として出演依頼書や契約条件合意書等を作成し、双方で保管するなどのルールの策定に向けて検討を進める。あわせて、葛飾・二和公民館の小ホールとの共有を図る。
25	89	中央公民館	意見	みやもと三百人劇場ボランティアスタッフに対しては、可能な限り、自主事業等の企画内容の書面化・ノウハウの蓄積・次世代への引継ぎ等の作業プロセスを書面等により共有化することを検討するよう要望する。	令和5年度からみやもと三百人劇場のコンサートの企画を話し合うコンサート・ボランティア・スタッフ会議の議事録を作成することで、企画の検討プロセスを可視化し、共有できるよう改善を図った。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
26	91	東部公民館	指摘	備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で、不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。	監査時点と同じ。	令和5年10月下旬から東部公民館大規模改修工事を施工する予定である。施工前の10月中旬に物品等を仮設倉庫へ移設する際に、備品台帳と現物を照合しながら所在不明の物品を確認し、台帳への登録または抹消の手続きを進める予定である。
27	92	東部公民館	指摘	備品台帳に登録が漏れている卓球台については、取得価格等を調査の上、備品受入手続を実施し、備品台帳に登録の上、備品としての管理を実施されたい。	登録が漏れていた卓球台については、前備品管理者に取得価格を確認し、令和5年6月28日に備品台帳に登録し、東部公民館の備品として管理している。	左記のとおり措置済み。
28	92	東部公民館	指摘	物品調査を適切に実施できるよう、備品現物には現様式の備品整理票を貼付し、備品台帳には現在の具体的な所在場所の登録をされたい。	監査時点と同じ。	令和5年10月下旬から東部公民館大規模改修工事を施工する予定である。施工前の10月中旬に、物品等を仮設倉庫へ移設する際に、現様式の備品整理票を貼付するとともに、備品台帳には現在の具体的な所在場所の登録を進める予定である。
29	93	東部公民館	意見	実習室の衛生面の観点からも、また、備品管理の観点からも、定期的に冷蔵庫の中身を確認し、残置物が発見された場合には速やかに適切な対応を取るよう要望する。	料理サークルが使用した後は、職員が実習室内を点検し、冷蔵庫内の忘れ物の有無を確認するとともに、併せてガス器具等を点検し、衛生管理及び安全管理を行っている。	料理で使用したサークルに対しては、使用前に「実習室点検表」を渡し、使用後の点検を依頼しているが、令和5年7月から点検表に「冷蔵庫内に忘れ物がないかの確認欄」を追加し、衛生管理を徹底する予定である。
30	94	東部公民館	意見	薬円台公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料の妥当性について、所有者に不当な利益供与あるいは不測の損失を与えていないか、市場価格等の合理的な指標を参照して早急に検討の上、賃貸借料を改定する必要があるときは、土地賃貸借契約書の「賃貸借料の改定」の規定に基づき、所有者と協議することを要望する。	薬円台公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料については、引き続き、土地賃貸借契約書の「賃貸借料の改定」の規定に基づき、公租公課及び物価の変動等により賃貸借料を改定する必要があるときは、土地所有者と協議して対応する。	左記のとおり措置済み。
31	95	東部公民館	意見	薬円台公民館の土地賃貸借契約については、安定的な公民館運営のため、契約書上の合意解約期間を見直すよう要望する。	監査時点と同じ。	契約書上の合意解約期間については、他の契約事例等を参考に期間を検討し、今後、契約変更に向けた協議を進めていく。
32	95	東部公民館	意見	公民館の土地賃貸借契約等、公民館事業に必須の重要な契約については、地区館の職員だけではなく、基幹公民館や本庁の管理職員レベルが契約内容の検討について関与することを要望する。	公民館の土地賃貸借契約等、公民館事業に必須の重要な契約については、これまでと同様に本庁の社会教育課の他、必要に応じて関係各課と協議する。	左記のとおり措置済み。
33	96	東部公民館	意見	任意団体の会計事務においては、出納簿の作成や通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うよう要望する。	任意団体の会計事務においては、令和4年度から、「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に沿って、出納簿等を作成し管理している。また、通帳と印鑑の管理については、管理職2人(館長が印鑑、館長補佐が通帳)が別々に管理することとした。	左記のとおり措置済み。
34	98	西部公民館	意見	契約事務の削減の観点から、相手先の合意が得られれば、清掃用器具の借上料に係る契約についても、契約期間を1か月から1年に変更し、契約締結の回数を年間1回に変更するよう要望する。	1年契約についての相手先の同意が得られなかったため、現行どおり1か月契約で行う。	左記のとおり措置済み。
35	100	西部公民館	意見	塚田公民館が所有者から賃借している土地について、周辺の地価や地代の相場といった市場価格の推移を参照しつつ、賃借料を改定する必要があるときは、土地賃貸借契約書の「協議」の規定に基づき、所有者と協議するよう要望する。	塚田公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料については、引き続き、土地賃貸借契約書の「賃貸借料の改定」の規定に基づき、公租公課及び物価の変動等により賃貸借料を改定する必要があるときは、土地所有者と協議して対応する。	左記のとおり措置済み。
36	101	西部公民館	指摘	備品台帳に登録されていないが公民館内に存在している備品については、受入れの経緯について調査した上で備品台帳への登録手続をされたい。	備品台帳がシステム化された時の登録漏れであることを確認し、令和5年2月にシステムに登録した。	左記のとおり措置済み。
37	102	西部公民館	指摘	法令改正により本来の用途で使用できなくなることが見込まれる備品については、適時に不用決定の可否を検討した上で、引き続き別の用途で使用する見込みがある場合には、転活用の手続を、使用する見込みがない場合には廃棄等の手続を取られたい。	指摘を受けたアンプについては、検討した結果、使用見込みがないと判断したため、令和5年1月27日廃棄の手続きを完了した。	左記のとおり措置済み。
38	104	北部公民館	指摘	北部公民館建替時に工事請負費で取得した陶芸窯及び台車については、工事見積書等の資料によって価格を調査の上、備品受入手続を実施し、備品台帳に登録の上、備品としての管理を実施されたい。なお、陶芸窯及び台車以外についても、北部公民館において同様の備品登録漏れを発見した場合には、当該措置を講じられたい。	陶芸窯については、工事設計額により価格を決定し、台車については、設計書に記載がないため、取扱業者に当時の販売価格を確認し、令和4年度中に備品登録の手続きを完了した。なお、同様の備品登録漏れがあった備品は調査の結果発見されなかった。	左記のとおり措置済み。
39	105	北部公民館	意見	北部公民館の第2集会室の壁紙剥離については、早急に修繕対応するよう要望する。	令和5年1月20日に修繕完了した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
40	105	北部公民館	意見	八木が谷公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料の妥当性について、所有者に不当な利益供与あるいは不測の損失を与えていないか、市場価格等の合理的な指標を参照して早急に検討の上、賃貸借料を改定する必要性が生じたときは、所有者と協議することを要望する。	八木が谷公民館の土地賃貸借契約の賃貸借料については、引き続き、土地賃貸借契約書の「賃貸借料の変更」の規定に基づき、公租公課及び物価の変動等により賃貸借料を変更する必要性が生じたときは、土地所有者と協議して対応する。 なお、令和5年度の契約から双方からの申出による協議が可能となるよう契約書の内容の修正を行った。	左記のとおり措置済み。
41	106	北部公民館	意見	八木が谷公民館の土地賃貸借契約については、単年度契約を継続する合理的な理由がないことから、事務の効率化及び安定的な公民館運営の観点から、次回の契約更新時には、中長期の契約期間を設定するよう要望する。	令和5年3月31日に令和5年度以降の契約期間について、20年間で双方合意し、契約した。	左記のとおり措置済み。
42	107	北部公民館	意見	任意団体の会計事務においては、通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うよう要望する。	任意団体の会計事務においては、令和4年度から、「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に沿って、出納簿等を作成し管理している。また、通帳と印鑑の管理については、管理職2人(館長が印鑑、館長補佐が通帳)が別々に管理することとした。	左記のとおり措置済み。
43	107	北部公民館	意見	海老が作青少年事業実行委員会の預金残高については、その内容を調査し、近い将来、具体的な使用見込みがないのであれば精算等により残高をゼロにすることを海老が作青少年事業実行委員会に働きかけるよう要望する。加えて、公民館が担う必要がない任意団体等の会計処理については、公民館が担うことを取りやめるよう要望する。	海老が作青少年事業実行委員会の持つ預金の必要性と、その会計処理を公民館が担うことについて、令和5年4月15日に海老が作青少年事業実行委員会に諮った。	今後新型コロナウイルス感染症の影響によって制限されていた各イベントを再開した状態で預金の必要性を検討し、必要であると判断された場合は、会計処理を実行委員会へ移行していく方向で検討することとなった。
44	108	高根台公民館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、物品の所在場所を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。	備品台帳の所在場所が異なっている備品について、令和5年7月1日に、実際の設置場所である高根公民館に備品台帳の所在場所を修正した。	左記のとおり措置済み。
45	109	高根台公民館	指摘	備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。	中部ブロック公民館に対し、再度、所在の有無を調査したが、存在が確認されなかったため、令和5年7月1日に所在不明の備品について、備品台帳から抹消した。	左記のとおり措置済み。
46	110	高根台公民館	指摘	備品台帳に登録されている備品のうち、不存在が確認されているものについては、速やかに船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。	不存在の備品については、令和4年12月14日に備品台帳から抹消した。	左記のとおり措置済み。
47	111	高根台公民館	指摘	現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。	不用な備品については、令和4年12月14日に備品台帳から抹消し、廃棄処分した。	左記のとおり措置済み。
48	112	高根台公民館	意見	今後、スペースの余裕がなくなることを見越して、サークル間の利害調整を担う組織を立ち上げ、私物保管スペースの公平利用等についてサークル間での協議を促すよう要望する。	私物保管スペースの見直しについては、今後実施予定の館内整理に併せて行うことで、サークル間の混乱を少なくすることができると考えるため、現段階では、措置を講じていない。	私物保管スペースの調整・整理については、令和7年度末までに館内整理予定があるため、併せて行う計画としている。
49	119	西図書館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、西図書館に属する物品について、毎年度の物品調査を適切に行い、物品の異動を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。	令和5年度物品調査から、西図書館内の備品・物品確認に加え、毎年度末に指定管理館(中央・東・北図書館)から提出される物品確認報告書を確認。さらに公民館図書室の職員による確認及び大穴小学校市民図書室等へ西図書館職員が直接出向き物品を確認するなどし、備品台帳に過不足等無いことを確認し、回答した。	左記のとおり措置済み。
50	120	西図書館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録する必要があることから、物品の所在場所を備品台帳に適切に記録する事務を徹底されたい。	指摘を踏まえ、担当者は備品整理票を出力する際に物品の所在場所が適切に備品台帳に登録・修正されているか確認の上、印刷を行う。また、毎年度の物品調査時に備品台帳に記載されている所在場所と実際の備品の所在場所が一致しているか確認を行う。	左記のとおり措置済み。
51	122	西図書館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、北図書館に属するマイクロフィルム読取機は将来も当該物品を利用することが考えられない状況にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。	マイクロフィルム読取機について再度機器の状態を確認したところ、マイクロフィルムの閲覧は可能なものの印刷機能が修理不能であることが判明した。今後は新たな機器を導入しサービスの提供を行う。なお、機器を導入するまでの間はマイクロフィルムの確認等は現在の機器を使用するため、導入後に不用となった物品を備品処分決議票により決定した後に廃棄手続を行うこととした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
52	122	西図書館	意見	図書等集配業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市業務委託等指名業者選定基準で規定された指名業者数を選定することが重要であることから、同選定基準で規定された指名業者数に満たない業者数を選定しているときは、業者数が満たない理由について具体的に指名業者選定書に記述し、より一層、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。	令和4年4月から、担当者は契約に関する法令及び手引き、最新の書式をもとに規定数の指名業者を選定し、不可能な場合はその理由の記述を必ず行うこととした。係長においてもその都度最新の手引きと照らし合わせ、疑義のないよう担当と確認し、規定数に満たない場合はその理由を確認し、指定業者選定書に記載することとした。	左記のとおり措置済み。
53	124	西図書館	指摘	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ公平な執行を確保する観点から、委託業者に丁寧な説明・対応を行いつつ、過払い金を迅速かつ適切に徴収することが重要であることから、返還請求に係る事務処理の遅延により消滅時効期間が経過することのないよう速やかに返還請求に係る事務を行うよう対応されたい。	委託業者との間で覚書を締結したうえで過払金の返還金請求事務を行い、令和5年4月7日付で収入済となったことを確認した。	左記のとおり措置済み。
54	124	西図書館	指摘	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ公平な執行を確保する観点からは、何よりも事務処理誤り自体を起こさないことが重要であることから、契約書の作成に際しては、業務の対象と契約金額が正しく記載されているか確認するなど、事務処理誤りの予防対応を図る取組を徹底されたい。	設計書及びシステム事業者に提出させる積算書(見積書)・入札書の内訳にライセンス数を明記し、業務の対象と金額が正しく記載されているか確認の上契約を行うこととし、このことを記載した業務フローシートを令和5年5月4日に作成した。	左記のとおり措置済み。
55	125	西図書館	指摘	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、保守の対象となるソフトウェアライセンス数を明確に記載する事務を徹底されたい。	令和5年4月から、全ての図書館システム保守業務委託契約の仕様書に、ソフトウェアライセンスの数を明記した。	左記のとおり措置済み。
56	127	西図書館	指摘	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、業務の性格上、業務計画書又はそれに準ずる業務スケジュールが不要なのであれば、仕様書の「受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書、又はそれに準ずる業務スケジュールを提出すること。作成した保守実施計画書に基づき業務を実施すること」という文言も不要であるから、仕様書の作成に際しては unnecessary 文言は削除されたい。	令和5年4月から、全ての図書館システム保守業務委託契約の仕様書から、不要な提出物(業務計画書・業務スケジュール)を削除した。	左記のとおり措置済み。
57	127	西図書館	意見	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、仕様書には業務の実施に係る事項を適切に定めることが重要であることから、仕様書の文案について、組織内における相互確認の方法を見直すなど、仕様書に業務の実施に係る事項を適切に定めているか確認をするよう要望する。	契約書・仕様書の作成時は、ふなばしポータルにおいて各課より共有されている最新の書式を常に使用することとし、予算執行伺書の回議時に複数名で仕様書案を確認することとした。	左記のとおり措置済み。
58	128	西図書館	指摘	図書館システム保守業務委託の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市契約規則第38条に基づき、契約に基づく給付の完了等を確認することが必要であることから、業務を終了したときは業務完了報告書の提出を受け、業務が適正に完了していることを確認する事務を徹底されたい。	令和5年4月から、委託業者に業務完了届の提出をさせ検査を行い、業務が適正に完了したことを確認した上で、当該業務の支出命令書に、業務完了届を添付し回議し、支払いを行うこととした。	左記のとおり措置済み。
59	130	西図書館	意見	複写サービスは、著作権法の規定から図書館でのみ行うことができるサービスとなっており、複写の対象は、著作権法及び公立図書館における複写サービスガイドラインに準じて実施することが重要であることから、船橋市図書館条例施行規則に基づいた複写申込書の申込確認欄と複写確認欄には、確認した職員名を記入する事務を徹底するよう要望する。	複写サービスについて、利用者からの複写申し込みに対し著作権法に定められた範囲内であるかの事前確認および利用者が複写した後に複写物と申込内容が一致しているかを確認した上で、都度「確認者氏名」欄に記入することを担当職員全員で改めて確認を行った。	左記のとおり措置済み。
60	132	西図書館	意見	資料の収集とともに蔵書構成を考える上で重要になってくるものが蔵書の管理である。書庫のスペースには限りがあり、後世に活用される蔵書を見極め、適正に管理していくことが重要であることから、令和5年2月に実施を予定している共同書庫の蔵書点検の結果等により、今後の共同書庫の蔵書点検の実施頻度を見直すよう要望する。	令和5年2月27日から3月3日に実施した共同書庫の蔵書点検の結果、前回の実施と比べて所在不明の資料が減少していることや、共同書庫は利用者が立ち入ることはなく職員のみが出納を行っていることから、今後も共同書庫の蔵書点検は隔年で実施することとした。	左記のとおり措置済み。
61	133	西図書館	意見	資料の収集とともに蔵書構成を考える上で重要になってくるものが蔵書の管理である。共同書庫のスペースには限りがあり、後世に活用される蔵書を見極め、スペースを適正に管理していくことが重要であることから、他課からの預かり資料については、可能な限り速やかに返却し、書庫スペースとして有効に活用するよう要望する。	他課からの預かり資料については、現在所管課である文化課が他の収容場所を検討中である。	収容スペースが決定され次第、預かり資料を返却する。
62	135	西図書館	意見	船橋市は、公の施設である中央図書館・東図書館・北図書館の管理運営を指定管理者に行わせる上で、施設所有者・施設設置者として、その管理監督を行う必要がある。必要に応じて評価委員会の視点を参考にしながら、引き続き、条例・基本協定・事業計画書のとおり管理運営がなされているか、サービスの質が保たれているかについて、適時・適切にモニタリングし、必要に応じて指定管理者へ助言・指導を行うよう要望する。	指定管理施設の管理運営のモニタリングについては、定期的に実施している館長会議、サービス担当者会議等の指定管理館との会議体にて情報共有、運営確認をするとともに、各館訪問時に運営状況確認を適時実施している。また船橋市指定管理者評価委員会を設置し、年度毎に運営状況の評価し、評価内容をホームページにて公表している。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
63	153	市民文化ホール	意見	自主事業を企画する際には、現在の企画書様式をマーケティングの視点を参考にして見直し、より明確にセグメンテーションやターゲットを設定して、企画対象である個別の自主事業に対する市民ニーズの評価やチケットの販売価格の値決め、チラシ等の作成数と掲載場所等の決定に関する販売戦略について、可能な範囲で具体的に記載するなどの更なる改善を実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度主催事業から事業企画書、報告書の書式を見直し、ターゲットの設定や販売戦略等についてより具体的に評価が行えるよう改善を図る。
64	153	市民文化ホール	意見	自主事業の企画と実施に対して、個別の自主事業の事業費等支出(公演料等)とチケット販売額等収入及びそれらの差引である事業収支に関する計画と実績の対比が明示的に数値に基づき行われておらず、また、芸術アドバイザーからの意見等においても個別評価が行われていない。市民文化ホール等において実施する自主事業の重要性に鑑みて、これら自主事業のPDCAを効果的に実施する観点から、今後は、自主事業の全体のみならず個別の事業の計画と実績の比較分析を外部専門家の評価も交えながら客観的、専門的に実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度主催事業から事業企画書、報告書の書式を見直し、計画と実績の収支等の対比がわかるよう改善を図る。また、個別の事業について、芸術アドバイザーが評価できるように、依頼内容を検討する。
65	153	市民文化ホール	意見	自主事業に係る基金事業の収支について、現状では公演料に係る支出とチケット販売収入等に限定して集計している。しかし、それら以外にも支出される直接経費が事業基金の範囲から除外されている。例えば、自主事業の企画実施には必ず必要な販売活動やプロモーション活動等に係る経費としてのチラシ等の印刷経費等がこれに該当する。したがって、自主事業のプロモーション等の活動経費であるチラシ等の印刷経費をはじめとする直接経費についても、基金事業の経費の一つとして位置づけて、個別の自主事業の収支の構成項目として見える化し、実績評価の対象とすることを要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度主催事業から事業企画書、報告書の書式を見直し、直接経費についても可視化し、個別の事業評価を行えるよう改善を図る。
66	157	市民文化ホール	意見	市民文化ホール等の運営に効果的であるとして継続して実施している芸術アドバイザーの制度について、制度の運用状況に対する評価等を実施し、その結果を踏まえ、芸術アドバイザー制度自体の抜本的見直しを含めて、より実践的で客観性のあるアドバイスが得られるような制度改革を実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度に向けて制度の見直しの検討を行う。
67	161	市民文化ホール	指摘	令和元年度に実施予定であった「オーケストラで歌う青春ポップスコンサート」の入場券販売代金の受入及び販売委託料の払出に誤りが生じたことに伴い、正しい金額に修正する会計処理を実施した修正内容について、今後同様の事象が生じた場合は、基金の中における会計処理であることを踏まえ、より効率的な会計処理を選択することを会計方針として採用し、組織内で周知されたい。	令和3年6月にチケットシステムを導入したことに伴い、入場券の販売委託は行わなくなったため、今後同様の事象は発生しないと想定される。	左記のとおり措置済み。
68	162	市民文化ホール	指摘	歳入調定は船橋市の収入を確保する重要な会計手続であり、歳入の収納のための納入通知書を送付する前提となる重要なものであるため、継続的に庁舎の一部を事業者の申請に対して使用許可を行っている事案については、年度当初である4月1日に歳入調定を実施し、申請事業者に対して納入通知書を送付するルールを徹底されたい。	自動販売機の設置に係る市有財産一時貸付料については、令和5年度分から4月1日に調定を行い、納入通知書を送付することとした。	左記のとおり措置済み。
69	164	市民文化ホール	意見	市民文化ホールは、友の会及びシネマクラブのような会員制事業に対する位置づけを統一して行う必要があり、統制手段の一つとして、友の会が有している事業実施要綱と同様の規定をシネマクラブに対しても整備するよう要望する。	シネマクラブ事業は、令和4年度をもって終了したため、規定の整備を行う必要はなくなった。	左記のとおり措置済み。
70	164	市民文化ホール	意見	市民文化ホールが船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団の活動を支援する形でこれまで継続して支出している講師等への謝礼金については、市民文化ホール等の事業として支出するものなのか、市内の民間団体に対する補助金的性格を有する支出なのか、それらの位置づけを明確にした上で、講師等への謝礼の支給基準も含めて、文書に取りまとめて共有するよう要望する。	船橋ジュニアオーケストラ及び船橋さざんか少年少女合唱団の育成は、音楽を通しての青少年の健全育成事業としてとらえ、指導者等への謝礼金は事業費として支出するものであると判断している。	各団体と協定書等とはとりかわしていないが、団体が活動計画を作成するにあたり、指導者謝礼の予算額の共有を図るため、令和6年度からは年度当初に予算上限額等を書面で各団体に通知する。また、支出基準については、他課及び他市の状況を参考に検証する。
71	165	市民文化ホール	意見	市民文化創造館が設置されている施設は船橋駅前の再開発ビルの中であり、老朽化した市民文化ホールの施設とは別の施設であることから、より経済的な契約結果が期待される長期継続契約の方式を採用するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度から長期継続契約へ変更する方向で検討する。
72	168	市民文化ホール	指摘	委託業者が委託業務の実施中に起こした事故については、当該事故がどの程度の重大な事故であるか、委託業者が正当な注意義務に反して事故を発生させた責任はどの程度重大であるか等を検討した上で、委託業者に実施させた補修行為・弁償行為等によってその被害が最終的に治癒されたかどうかを組織として判断・意思決定し、その結果を適時に書面で記録されたい。	委託業者が業務中に事故を起こした場合、業者は速やかに担当職員へ報告するとともに、書面で経緯等のわかる事故報告書を提出するよう指示した。報告を受けた担当職員は速やかに事故連絡票を作成し所管課へ連絡。併せて事故の検証を行い、補修状況、弁償の要否についても慎重に判断し、決裁を回議して意思決定することとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
73	176	文化課	意見	船橋市民ギャラリー条例及び船橋市茶華道センター条例における休館日の規定から月曜日を削除する改正のための手続を行うよう要望する。	監査時点と同じ。	現状は、あくまでも指定管理者からの提案により月曜日を閉館としていることから、機会を捉えて、条例改正の必要性を検討する。
74	177	文化課	指摘	平成30年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知における船橋市民ギャラリーのカーペットに関する不正確な記載については、事実を再度確認の上、訂正されたい。	事実確認を行い、令和5年3月15日付けで、船橋市監査委員あてに、平成30年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の訂正について通知した。	左記のとおり措置済み。
75	177	文化課	意見	包括外部監査結果に係る措置状況の通知のように、最終的に市民等に公表される文書については、発出前に課内で事実関係の確認を徹底できるよう、適切な内部管理体制の整備・運用を図るよう要望する。	意見のあった時点から、所管施設の措置状況は、指定管理者から報告を受けた後、担当課と指定管理者の両方で現場確認を行い、共通認識を図るようするなど、事実関係の確認を徹底できるよう、適切な内部管理体制の整備・運用を図った。	左記のとおり措置済み。
76	177	文化課	意見	船橋市民ギャラリーのカーペットの汚れへの対応については、過去の包括外部監査結果に対する措置が一旦は完了しているものの、依然として汚れが目立っており、根本的な課題は解決できていないことから、市所管課としては引き続きモニタリングの上、清掃やカーペット交換等の対応について適時に指定管理者に指導を行うよう要望する。	指定管理者への指導については、従前から基本協定に基づき、施設の維持管理に関する事項も含めてモニタリングを実施しており、改善を要する際には指導を行っている。	左記のとおり措置済み。
77	178	文化課	意見	指定管理者に対して、「船橋市民ギャラリーのご利用にあたり」における無断キャンセル対応の記載内容の修正を指導するよう要望する。	指定管理者に対して指導を行い、資料「船橋市民ギャラリーのご利用にあたり」の内容から、キャンセル料に関する文言を削除した。	左記のとおり措置済み。
78	180	文化課	意見	船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターにおける保安カメラの設置表示について、来館者による視認を容易にできるように現状の表示を改めることを指定管理者に対して指導するよう要望する。	指定管理者に対して指導を行い、保安カメラの設置表示を縦4.5cm横7cmのものから、縦12cm横19cmのものに改めた。設置場所については大きな変更を加えていないものの、設置表示の大きさが従前比約7倍になったことから、見やすい場所に容易に視認できる状態となったことを、指定管理者と文化課の双方で確認した。	左記のとおり措置済み。
79	185	青少年センター	意見	業務委託契約の締結に当たっては、チェックのための体制と十分な時間を確保した上で、仕様書及び関連書類間の整合性を十分に確認するよう要望する。	仕様書と関連書類で不整合とならぬよう、チェックリストの作成を行った。次年度はこのチェックリストを用いて、確認しながら仕様書と関連書類を作成し、チェックリストは契約事務の決裁に添付し、作成者、決裁者ともに確認することとした。	左記のとおり措置済み。
80	187	青少年センター	指摘	船橋市青少年センター北部分室清掃業務委託の仕様書に係る日常清掃の作業時間の誤りについては、今後の契約において同様の誤りが再発しないよう確認を徹底されたい。	令和4年度の契約書から仕様書と関連書類により確認し、日常清掃の作業時間は、実際の清掃時間に合わせ作成している。	左記のとおり措置済み。
81	187	青少年センター	意見	業務委託契約の締結に当たっては、仕様書の記載に誤りがないか十分にチェックするための内部管理体制を整備することを要望する。	令和4年度に締結した契約については、仕様書の誤りがないか、関連書類間に整合性がとれているかの確認を、作成者・決裁者ともに十分に確認し、締結を終えている。	仕様書及び関連書類間の整合性を図るため、チェックリストを作成し、決裁に添付し作成者・決裁者で確認する。
82	188	青少年センター	指摘	船橋市青少年センター北部分室清掃業務委託の仕様書に規定されている業務関係図書及び自主点検結果に係る各種書類について、委託業者へ提出するように指導した上で、提出後は書類の内容を確認し保管されたい。	仕様書に規定されている業務関係図書及び自主点検結果に係る各種書類の提出については、令和5年4月からチェックリストを作成し、提出された書類を確認後保管することとした。	左記のとおり措置済み。
83	188	青少年センター	意見	委託業者が提出する書類が、青少年センターに漏れなく提出されているかを確認するために、例えば、委託業者からの提出書類のチェックリストを作成する等、青少年センター内において業者から提出される書類の網羅性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。	令和5年度船橋市青少年センター及び青少年センター北部分室清掃業務委託契約から、委託業者の提出書類のチェックリストを作成し、受領後は確認し、綴っている。	左記のとおり措置済み。
84	189	青少年センター	意見	青少年センターにおいては、毎月作成しているネットパトロールの啓発資料の活用について実態調査を行い、資料の効果的な活用のための方策を継続的に検討することを要望する。	各学校が活用しやすいように青少年センターのホームページに掲載している啓発資料について、令和4年度末に各学校での活用状況について調査を行い、効果的な資料の活用方法の検討材料とした。	左記のとおり措置済み。
85	190	青少年センター	意見	啓発資料のダウンロード回数や学校ホームページにおける啓発資料の掲載回数といった定量的な数値を効果指標として設定した上で、一定の目標値を定めて、ネットパトロール委託業務の効果客観的に測定・評価するよう要望する。	客観的な測定・評価をするために、令和4年度末に行った啓発資料の活用状況についての調査をもとに啓発資料の活用をしている学校数を数値化し、目標値を設定した。	令和5年度から、目標値に対する達成状況を確認する。
86	191	青少年センター	指摘	倉庫内にある青少年補導員から返却された手帳及び身分証明書は個人情報保護の観点から、適切な方法で早急に廃棄されたい。	令和4年度末までに倉庫内を点検し、手帳及び身分証明書について、シュレッダーにより破棄をした。	左記のとおり措置済み。



番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
87	191	青少年センター	指摘	青少年補導委員から返却された手帳及び身分証明書を適時適切に廃棄するための業務手順を定められたい。	青少年補導委員の身分証明書は返却せず、任期満了後に補導委員が各自で処分する。任期途中で辞めた委員の身分証明書は回収し、その場でシュレッダーにかける。手帳については令和3年度から配付を廃止した。	左記のとおり措置済み。
88	193	青少年センター	指摘	一宮ふれあいキャンプの寸志については、公金には当たらないが、公金であるか否かにかかわらず、ふれあいキャンプ実施後の残額の支出状況についても、網羅的に記録し、領収書等の購入証憑を保管するよう、管理体制の見直しをされたい。	指摘のあった支出については、令和元年度の事業に係るものであり、以降は領収書等の購入証憑の保管と出納簿への記録を行っている。今後も定期的に残額の確認を管理職が行う。	左記のとおり措置済み。
89	195	青少年センター	意見	青少年問題に係る情報共有や効果的な議論をするためにも、船橋市青少年センター運営協議会について、委員が連続して欠席している場合には、欠席理由を把握した上で、必要に応じて代理の者にオブザーバーとしての出席を依頼することを要望する。	令和5年6月に委嘱替えがあり、新しい委員が委嘱された。現在の時点では連続して欠席している委員はいない。	連続して欠席する委員がいる場合は欠席理由を確認し、オブザーバーとして代理者の出席を依頼する。
90	195	青少年センター	意見	船橋市青少年センター運営協議会について、青少年問題に係る情報共有や、より効果的な議論をするためにも委員が過不足なく選定されているかを定期的に検討することを要望する。	運営協議委員の人数については、今年度当初に所内で検討した結果、現在の14名で不足はないと判断した。人数に過不足がないかについては、今後も年度当初に検討することとした。	左記のとおり措置済み。
91	196	青少年センター	指摘	船橋市青少年センター運営協議会の委員の報酬については、議決事項がなかったとしても、書面会議として正式に開催され、かつ資料配付による情報共有が図られているのであれば、委員がその責任及び義務を果たすことへの対価として、今後は船橋市が非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則に規定している報酬を支払われたい。	書面会議として資料等を配付した場合には委員報酬を支払うこととした。	左記のとおり措置済み。
92	201	青少年課	指摘	青少年会館2階和室の窓ガラスの破損を放置している状況は、青少年による施設の安全利用の観点や施設の耐久性の維持等の観点から不適当であるため、早急に修繕されたい。	令和5年1月にガラスひび割れ部分の接着修繕を実施した。	左記のとおり措置済み。
93	201	青少年課	意見	青少年会館外壁部分のクラックについては、利用者への安全面のリスクや雨水の浸水等による建物の耐久性低下のリスクといった、外壁剥落による影響を把握した上で、補修の必要性を検討の上、適切な対応を図るよう要望する。	令和5年6月に外壁補修修繕を実施し、一部のクラックが修繕された。今後も適宜船橋市公共建築物保全計画に基づき修繕を実施し、適切な対応を図ることとした。	左記のとおり措置済み。
94	202	青少年課	意見	青少年会館については、老朽化のために建物や設備の修繕が多くなっているが、まず第一に利用者の安全性を最優先するほか、破損・故障等を放置することが利用者にも与える悪影響を十分に検討の上で、修繕の優先度を決定し、修繕を行うことを要望する。	施設・設備の改修については、船橋市公共建築物保全計画に基づき実施していくと共に、破損・故障等が発生した際には優先順位を決め修繕を実施することとした。	左記のとおり措置済み。
95	203	青少年課	意見	施設の保全の観点から、青少年会館会議室の扉の施錠ができるように早急に修理することを要望する。	令和5年1月に会議室建具調整修繕を実施し、扉の施錠が可能となった。	左記のとおり措置済み。
96	205	青少年課	指摘	青少年会館について、備品台帳に登録していない備品は、その利用可能性等を検討した上で、備品台帳に登録する必要があるれば、船橋市物品管理規則に基づき登録する手続をされたい。	備品台帳に登録されていなかったブラウン管テレビとテントのうち、ブラウン管テレビについては不用と判断し、令和5年3月に廃棄処分した。テントについては監査時点と同じ。	令和5年8月までにテントについて確認をし、備品台帳に登録する必要があるれば登録手続をする。
97	205	青少年課	指摘	青少年会館について、現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品について、船橋市物品管理規則第20条に基づく物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。	令和4年10月に備品図書2点について、廃棄処分を行った。	左記のとおり措置済み。
98	206	青少年課	指摘	備品は常に使用可能な状態に管理しておく必要があることから、使用頻度が低い青少年会館の電気陶芸窯についても、定期的な稼働確認や清掃等のメンテナンスの実施等の適切な備品管理を行われたい。	電気陶芸窯について、使用可否の確認を専門業者へ依頼することを検討している。	令和5年12月までに処分を決定する。
99	206	青少年課	意見	電気陶芸窯を青少年会館において有効活用することが難しいと判断される場合は、例えば、一宮少年自然の家等電気陶芸窯を有効活用できそうな施設を洗い出し、移設先での使用見込や移設のコストを勘案した上で、青少年会館以外での活用を検討するよう要望する。	青少年会館において有効活用することは難しいことから、使用可能を前提に一宮少年自然の家に確認をしたが、利用不可との回答であった。	令和5年12月までに処分を決定する。使用可能な場合は、利用希望の施設への配置転換を行う。使用不能の場合や修繕に多額の費用が掛かる場合は廃棄処分を行う。
100	207	青少年課	意見	青少年会館の利用者は主に青少年であり、小学生の児童もいることから、利用者が安全に青少年会館の広場を利用できるよう、早急に破損しているランタナーを撤去することを要望する。	令和5年3月に破損ランタナーの撤去と共に、倒木の恐れがある樹木の伐採処分を実施した。	左記のとおり措置済み。
101	209	青少年課	意見	委託業者が提出する書類が、青少年会館に漏れなく提出されているかを確認するために、例えば、委託業者からの提出書類のチェックリストを作成する等、青少年会館内において業者から提出される書類の網羅性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。	仕様書等契約内容を確認のうえ、報告書類等の提出漏れを防ぐため、チェックリスト作成などを検討している。	令和5年度内に内部管理体制の整備を完了させる。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
102	210	青少年課	意見	青少年会館の駐車場が不足し青少年団体が利用時間に利用できない状況を防ぐために、団体ごとに駐車場利用に関するアンケートを取った上で、利用が多い団体に対しては、個別に注意喚起をすること等を要望する。	会場使用報告書に駐車場利用台数を記載する欄を設けることを検討している。なお、車での来館は必要最低限の台数に留めるよう指導している。	令和5年8月までに駐車場利用台数を把握する方法を確定し、利用台数が多い団体については、個別に注意喚起を行う。
103	211	青少年課	意見	利用者満足の向上と備品の有効活用を図るためにも、ニュースポーツに関する備品の存在やその利用方法、当該備品を使用したスポーツのルールなどの情報を青少年会館が利用者に積極的に発信するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和5年12月までに備品の点検を行い、主催事業でニュースポーツの教室を開催するなど周知を行う。
104	219	青少年課	意見	一宮少年自然の家の水泳プール及びその関係施設に関して、今後、使用しないことが意思決定された際には、船橋市公有財産規則第14条又は第16条に則り、廃止又は用途変更の手続を要望する。	監査時点と同じ。	水泳プール及びその関係施設に関して使用しないことの意味決定があった際は廃止の手続を行う。
105	220	青少年課	指摘	一宮少年自然の家のプロパン庫について、船橋市公有財産規則第16条に則り、用途変更の手続を行い、プロパン庫ではなく、例えば「倉庫」のように現状の用途を公有財産台帳で明示した上で管理されたい。	令和5年3月に建物台帳の用途を「倉庫」へ変更した。	左記のとおり措置済み。
106	221	青少年課	意見	一宮少年自然の家のゴミ置き場扉の錆が生じている蝶番部分について、機能面での問題の有無や安全面でのリスクの有無等を市役所の専門部署の職員に照会するとともに、問題があると判断した場合には、再度、修繕を実施するよう要望する。	施設課職員にゴミ置き場の写真を確認してもらおうと共に、施工業者にも該当箇所の写真の確認をした結果、再修繕が必要とのことだった。該当の修繕については令和5年1月20日に施工業者による再修繕を実施した。	左記のとおり措置済み。
107	222	青少年課	意見	修繕が完了した際には、修繕工事の適切性に疑義が生じる可能性があれば、機能的に問題が無いかを確かめるため、例えば、内容に詳しい関係者の意見を求めるなど、完了検査の方法について再検討することを要望する。	工事の適切性に疑義が生じる可能性のある修繕については、当課に工事の適切性について判断できる職員が配置されていないため施設課などの意見を求めるものとした。	左記のとおり措置済み。
108	223	青少年課	意見	一宮少年自然の家の旧テニスコート跡地については、フェンスやテニスネットの支柱等の残置物を撤去することが望ましいが、予算の関係で撤去できない現状においても、旧テニスコート跡地を活用して実施できる事業やプログラムの考案・実施に向けて指定管理者と協議するよう要望する。	令和5年1月25日に行われた指定管理者との定例会議において、旧テニスコート跡地の利用方法について協議を行ったが、利用者の安全面から残置物を放置したままの利用は難しいとの意見をいただいた。	令和5年度内に指定管理者と改めて協議を実施する。
109	224	青少年課	意見	青少年課は、一宮少年自然の家の施設内の破損している箇所について、指定管理者と協議の上、利用者の安全面でのリスクがある箇所から優先的に修繕することを要望する。	工作室については、指定管理者から令和5年3月7日に破損箇所の修繕を行った旨連絡を受け、3月17日に完了報告書を受理した。 炊事場については、令和5年2月8日に指定管理者職員が破損箇所へ蓋(木材を加工したもの)を設置する形で修繕を行った。	左記のとおり措置済み。
110	226	青少年課	指摘	青少年課は、備品台帳に登録されている一宮少年自然の家の備品が実際にあることを指定管理者と一緒に確かめるよう、事務手順を定められたい。	令和5年1月25日に行われた指定管理者との定例会議において、青少年課において手順書を作成することを確認した。	令和5年12月までに青少年課で物品確認手順書を作成する。
111	226	青少年課	指摘	一宮少年自然の家において、現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、船橋市物品管理規則第20条に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。	該当する備品について、以下のとおり廃棄手続を行った。 エレクターン：令和5年4月19日 廃棄 天体望遠鏡および空気呼吸器：令和5年6月20日 廃棄	左記のとおり措置済み。
112	227	青少年課	指摘	一宮少年自然の家において、現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品(テント)については、船橋市物品管理規則第20条に基づき、物品の返納・不用決定の手続を取られたい。	指定管理者によりテントの状態を確認し、全て使用に耐えないものとの判断となった。	廃棄について市で必要な手続を行う。
113	228	青少年課	指摘	保存期間が満了している指定管理者制度導入前の直営時代の書類については、船橋市文書管理規則第17条に則り速やかに廃棄されたい。	令和5年1月25日に行われた指定管理者との定例会議において書類を回収し、船橋市文書管理規則第17条に則り廃棄を行った。	左記のとおり措置済み。
114	230	青少年課	意見	一宮少年自然の家の指定管理について、自主事業の定義を再度見直し、指定管理者が実施する事業の位置づけを明確にした上で、自主事業の収支については本来業務の収支とは明確に区分して報告を求め、指定管理者のモニタリングにおいても、本来業務と自主事業を明確に区分して業務成果の評価を行うよう要望する。	令和5年1月25日に行われた指定管理者との定例会議において、仕様書とは別に自主事業についての考え方を青少年課でまとめることを確認した。	令和5年度中に自主事業の考え方をまとめ、本来業務と本来業務外それぞれの収支の報告を求めると共に、指定管理者のモニタリングにおいても、本来業務と自主事業を明確に区分して業務成果の評価を行う。
115	230	青少年課	意見	船橋市立一宮少年自然の家の管理に関する基本協定書において、本来業務と自主事業の区分経理を求める規定を設けるよう要望する。	令和5年1月25日に行われた指定管理者との定例会議において、本来業務に付随しない自主事業については経理を分けることを説明した。	令和5年度中に船橋市立一宮少年自然の家の管理に関する基本協定書第37条に則り、協議の上、規定を設けることを検討する。
116	231	青少年課	意見	船橋市が要求するホームページの運用については、今後の指定管理者制度の運用を見据え、現在の指定管理者から運用ポリシーを入手することを要望する。	令和4年12月に、指定管理者から運用ポリシーの提供を受けた。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
117	232	青少年課	意見	一宮少年自然の家におけるユニバーサルデザインの充実の観点から、車いす使用者駐車スペースを設けることを要望する。	令和5年2月に船橋市内業者により車いす使用者駐車スペースの設置工事が施工され、3月17日に指定管理者より完了報告書を受理した。	左記のとおり措置済み。
118	235	青少年課	指摘	船橋市が所有する一宮少年自然の家の土地(一宮町東浪見稲荷塚新田7493-2及び一宮町東浪見原田新田6628-4)については、現況に適合した地目への変更登記を行われたい。	監査時点と同じ。	令和5年度中に一宮町へ相談を行い、変更登記の必要性について検討する。その後、相談結果に応じた必要な手続を行う。
119	235	青少年課	指摘	船橋市公有財産規則第10条に則り、公有財産の現況について、定期的に見直しを行い、登記又は登録事項、財産台帳及び関係図面と符合しているかを確認するよう、事務手順を定められたい。	公有財産の現況と登記又は登録事項、関係図面とが符合しているかについては、年2回実施する公有財産増減高調査時に、財産台帳と突合することとした。	左記のとおり措置済み。
120	238	青少年課	指摘	備品台帳上、所在場所が生涯学習部青少年課となっているが、青少年キャンプ場に所在のある備品について、備品所在を青少年キャンプ場に変更し、備品台帳を適切に整備されたい。	令和5年2月に、該当備品であるドームテント4基について、備品台帳上の所在を青少年課から青少年キャンプ場へ変更した。	左記のとおり措置済み。
121	239	青少年課	指摘	青少年キャンプ場のリヤカーについて、船橋市物品管理規則第17条に則り、備品整理票を貼付するか、又は備品整理票を貼付することが不適当な備品として、備品台帳と照合できるように備品台帳の備考欄に、リヤカーの木枠に記載の番号を転記されたい。	令和5年3月に、リヤカーに備品整理票を貼付した。	左記のとおり措置済み。
122	240	青少年課	意見	備品の修繕に当たっては、現状の形にこだわることなく機能の維持を図ることを目的とすべきことに留意し、最小のコストで目的とする効果が挙げられる方法を十分に検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	今後、備品の修繕にあたっては、最小のコストで目的とする効果が挙げられる方法を十分に検討する。
123	242	青少年課	意見	青少年キャンプ場に保管されている薪は有価物であることから、その在庫数量を適切に管理するためにも、定期的に実地棚卸をした上で、マキ差し引き簿と数量の一致を確認するよう要望する。	令和5年3月に青少年課職員及び管理人により棚卸を行い、数量の一致を確認した。今後、最低でも年度末に1回は棚卸を実施する。	左記のとおり措置済み。
124	243	青少年課	意見	青少年キャンプ場の第1キャンプ場に続く道沿いにおけるナラ枯れ被害の木の処理については、利用者の安全性に関わることから、ナラ枯れの樹木の速やかな伐採を検討するとともに、伐採されるまでの間は枝の落下の危険性について利用者への注意喚起を図るよう要望する。	令和5年1月に処分業務の契約を行い、3月3日に伐採処分を完了した。	左記のとおり措置済み。
125	245	青少年課	意見	青少年キャンプ場の第三者から賃借している土地において、ナラ枯れ被害のある樹木を船橋市が任意で伐採することにつき、賃借人との間で伐採を行うことについての同意書入手することを要望する。	監査時点と同じ。	令和5年度中に賃借地でのナラ枯れ被害等による樹木伐採等を市が行う場合は、地権者から同意書を得ることとする。単発での同意ではなく、年間での同意を検討する。
126	245	青少年課	意見	夏場のように、雑草の成長スピードが早い時には、草刈りの頻度を高める等、青少年課において、委託業者に青少年キャンプ場の管理を適切に行うよう指導することを要望する。	令和4年10月に草刈りを実施した。今後は、定期的に現地訪問時や電話により委託業者に確認をしていく。	左記のとおり措置済み。
127	249	郷土資料館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、視聴覚センターから郷土資料館へ物品の所管換えを行ったベータカムカメラは、物品としてまだ利用できるものであるが、本来使用の対象としていた「通信・映像・録音・音響機器類」として使用することが考えられない場合で、「美術品・標本等」として使用することが可能であるため、速やかに備品の整理区分の変更を行う事務を徹底されたい。	令和5年4月1日に、備品の整理区分を「美術品・標本」に変更した。	左記のとおり措置済み。
128	251	郷土資料館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、貝塚模型は、展示物として活用するという物品取得時の目的に沿った利用ができなくなり、物品の保管状況が著しく変化し、壁面を取り壊す以外に実物の確認ができない状態にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。	令和5年4月1日に、備品の不用決定を行った。	左記のとおり措置済み。
129	253	郷土資料館	意見	豊富収蔵庫には貴重な民俗資料が多数保管されていることから、民俗資料を長期間にわたり安全に保管することが重要である。豊富収蔵庫は建築から40年前後経過して建物の老朽化が進行しているため、不具合の発生を未然に防ぐ予防保全型の維持管理を推進するためにも、適切な修繕・更新を実施し、定期的なメンテナンスを行うよう要望する。	船橋市公共建築物保全計画に基づき、令和5年3月に豊富収蔵庫2棟の外壁及び屋根の塗装・改修工事を行った。今後も建築基準法第12条点検の結果等を元に必要な修繕・更新を行うこととした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
130	254	郷土資料館	意見	整理が完了しておらず資料台帳に登録されていない資料に関しては、せっかく収集した資料が死蔵されてしまうという状況に陥ってしまうことが懸念されるため、収蔵資料の多くを郷土資料館内外での有効な活用を進めるためにも、資料台帳に登録されていない資料の整理、収集した資料の登録作業等を可能な限り速やかに進めるよう要望する。	前年度以前に寄贈を受けた資料の整理を行い、台帳への登録を進めている。	資料群のまとめ(伝来・旧蔵者等)・総点数等を踏まえて、計画的に資料整理を進め、台帳への登録を進める。
131	255	郷土資料館	意見	資料を保管するためのスペースに関しては、収集した資料を安全かつ良好な状態に保存するため、収蔵施設や設備を整備し、保存環境の管理を行うことが重要であることから、将来の需要にも対応できるスペースを確保するよう要望する。	今年度、埋蔵文化財調査事務所から移管される埋蔵資料(約250箱)の保管先については、古和釜中学校の空き教室を確保済み。	今後発生する保管のためのスペースについては、空き教室等の活用に向けて関係部署と協議を続ける。
132	257	郷土資料館	意見	民俗資料について定期的に破損・劣化等の状態を点検した上で、同種の資料や必要以上の点数を保管している資料については、より一層、保存・活用の方法を検討するなど、民俗資料の点検等を進めるよう要望する。	学芸員が定期的に豊富収蔵庫に出向き、破損、劣化、状態の点検を行い、適切な保存処理を行っている。	全ての資料を一度に点検することは不可能だが、手が付けられるところから順次点検と整理を続ける。
133	258	郷土資料館	意見	第3次船橋市総合計画では、文化財の保護・保存・活用や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があるとされていることから、市民の生涯学習施設・社会教育施設の利用形態の変化を注視しつつ、新たな評価指標のあり方について検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	次回評価指標を設定する際に検討する。
134	259	郷土資料館	意見	利用者数は郷土資料館の基本となる成果指標であることから、システムに記録されたデータを上書き修正するのではなく、データ修正前後の内容、承認の経緯、補正計算の内容等の証跡を保管するとともに、定期的な目視調査を行って補正計算を行うなど、簡便で精度の高い利用者数の把握方法を行うよう要望する。	開館時間中の職員の入館については、職員通用口を使用することを徹底し、正面から入館した業者など観覧者以外の人数については、その都度受付に設置したカウンターで集計し、観覧者のみを入館者として計上するよう変更した。	人数カウントシステムに異常数値等の不具合が発生した際は、前数日の平均をとるなどし、その経緯を業務日誌に記載することとする。
135	264	郷土資料館	意見	市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を飛ノ台史跡公園博物館で有効に活用するためには、飛ノ台史跡公園博物館の老朽化している情報機器とコンテンツを適時・適切に更新するよう要望する。	監査時点と同じ。	情報機器及びコンテンツについて、令和5年度中に、DVD再生装置を利用した情報提供や新たなコンテンツの制作を視野に入れた検討を行う。
136	266	郷土資料館	意見	飛ノ台史跡公園博物館においては、貴重な歴史資料が多数保管されているため、3階事務所に最低1名の職員を配置する体制を維持しながら監視カメラによる館内動静の把握を実施する必要があることから、監視カメラの増設等を検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	監視カメラの増設はかねてからの懸案事項であったことから、各種補助金、寄附金等の活用を検討しながら、令和6年度の整備に向けて予算要求の準備をしている。
137	267	郷土資料館	指摘	備品台帳については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に備品台帳に記録することが重要であることから、飛ノ台史跡公園博物館の券売機は故障のため使用できない状況にあり、本来の目的に沿った利用ができない状態にあるため、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。	令和4年12月1日付けにて備品処分決議票により処分を決議し、12月8日付けで備品台帳から削除した。	左記のとおり措置済み。
138	268	郷土資料館	意見	考古資料関係(縄文)実物等の保存管理については、船橋市博物館資料収集方針に基づき、良好な状態で後世に伝えるための対策を講じることが望ましいため、飛ノ台史跡公園博物館の主要な保管施設である4階収蔵庫への空調等の環境調整設備の設置について検討するよう要望する。	監査時点と同じ。	収蔵庫の環境整備には、館の構造の変更を伴うことから、郷土資料館、文化課、埋蔵文化財調査事務所と当館の状況を共有し、令和5年度中に遺物の保管にかかる検討を実施したうえで整備実施にかかる判断を総合的にしていく。
139	270	郷土資料館	意見	飛ノ台史跡公園博物館は、出土品や遺構を広く市民に展示公開することにより、縄文時代を知り、故郷の歴史や文化に対する興味や関心を高めることを理念とした生涯学習施設を目指していることから、地域の方々との親睦と交流や、いつでも、誰でも、学び、集える場として、地域の生涯学習活動を支援する施設としての役割を担えるよう、1階ギャラリーのより一層の有効活用に努めるよう要望する。	監査時点と同じ。	令和5年4月1日施行の改正博物館法第3条第2項及び第3項にそれぞれ他の博物館等及び民間団体との相互連携等が努力義務として掲げられていることから、これらが郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館共通の課題として捉え、令和5年度を起点として登録博物館申請期限の令和10年度に至るまで両館で博物館活動に関するあり方の検討を随時行っていく。
140	271	郷土資料館	意見	船橋市では、幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図っており、学びの成果を活かすボランティア制度の構築に取り組んでいることから、飛ノ台史跡公園博物館においても、今後も引き続きボランティア制度の維持・拡充に取り組むよう要望する。	令和5年4月6日飛ノ台史跡公園博物館ワークショップ室にて新規ボランティア従事者向け説明会を実施し、主に学校見学における解説業務について協力を要請し、3名の新規ボランティアの参加を得た。今後も引き続きボランティア制度の維持・拡充に取り組むこととした。	左記のとおり措置済み。
141	272	郷土資料館	指摘	船橋市の社会教育施設は、市又は国若しくは他の地方公共団体の教育施策の推進上有益であると認める行事について共催をすることができるものとなっており、社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱に基づき、申請と承認等の手続を行うことが必要であることから、縄文コンテンポラリー展のように共催に該当する場合には、共催等承認の申請の手続を行う事務を徹底されたい。	令和5年度開催に向け、令和5年6月15日付け飛博第87号にて縄文コンテンポラリー展開催の決裁に併せ、社会教育施設における共催、後援及び協賛の承認に関する要綱第4条の規定に基づき飛ノ台史跡公園博物館及び船橋市縄文コンテンポラリー展実行委員会との両主催事業として共催の承認申請を行った。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
142	275	文化課	意見	埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、客観的・合理的な基準に基づいて記録保存のための発掘調査の経費の額を適切に算定することが重要であることから、埋蔵文化財調査事務所では、千葉県埋蔵文化財発掘調査積算基準にしたがって積算された記録保存のための発掘調査の経費の額からの一定の調整についての基準を策定するよう要望する。	千葉県の積算基準にない経費については、今まで1者からの参考見積の額で調整していたが、令和5年4月からは複数者の参考見積により額を調整することとし、積算額の客観性・合理性を図ることとした。	左記のとおり措置済み。
143	276	文化課	意見	埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、契約に際しては、より透明性、公平性、競争性が高い方法で実施することが重要であることから、千葉県民間調査組織一覧に登載され、発掘調査を適切に行うことができる調査組織と位置づけているにもかかわらず指名競争入札において選定されていない民間調査組織を新たに業者選定に加えるなど、民間調査組織の入れ替えを行うよう要望する。	指名競争入札について、令和5年度に新たな指名業者の入れ替えを実施した。今後の入札でも、指名業者の入れ替えを実施していくこととした。	左記のとおり措置済み。
144	278	文化課	意見	埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、委託業務の内容を詳細に仕様書に記載することが重要であることから、業界慣行として委託業者である民間調査組織による説明が実施されている遺跡見学会に関して、委託業者である民間調査組織による協力義務について仕様書に記載するよう要望する。	監査時点と同じ。	新たな発掘作業委託時に、遺跡見学会の開催について仕様書に記載する予定である。
145	279	文化課	指摘	埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市教育委員会埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第6条第1項に基づき、書面により申請することが重要であることから、発掘作業終了に係る中間検査の申請について、書面をもって行う事務を徹底されたい。	監査での指摘を受け、令和4年度分から課内に周知し、中間検査の書面による申請を徹底している。	左記のとおり措置済み。
146	280	文化課	指摘	埋蔵文化財調査委託業務の透明性を確保し、委託料の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、埋蔵文化財調査委託業務検査要綱第7条第2項に基づき、検査を実施することが重要であることから、発掘作業終了に係る中間検査及び発掘調査報告書の刊行に係る中間検査は、主任検査員及び実施検査員の2名で行う事務を徹底されたい。	監査での指摘を受け、令和4年度分から課内に周知し、主任検査員と実施検査員により2名での検査を徹底している。	左記のとおり措置済み。
147	282	文化課	意見	発掘調査の対象になる埋蔵文化財は、市民共通の財産であり、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的な遺産であるため、発掘調査の価値を明らかにして、郷土資料館や飛ノ台史跡公園博物館での展示、SNSや動画による情報発信等に取り組み、得られた成果を市民に還元する必要があることから、可能な限り速やかに発掘調査の成果である報告書として刊行できるよう、施設と人的な体制の拡充を検討するよう要望する。	埋蔵文化財調査事務所を移転して十分なスペースを確保するとともに、分散している出土文化財を集約し、埋蔵文化財調査研究センターとして設置することを検討している。	左記の施設の充実に合わせて、人的体制の拡充も検討している。
148	284	文化課	指摘	補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を明らかにすることが重要であることから、補助事業者について、法人の事業規模等から消費税法に定める課税事業者に該当する可能性が高いと考えられる場合には、補助事業者へ免税事業者であるかどうかについて個別に確認等を行う事務を徹底されたい。	令和5年6月から補助金申請書に添付して配布している「記入の際のお願い」に消費税に関する記載についての説明を追加した。また、課税事業者に該当する可能性がある所有者等には個別に免税事業者かどうかを確認している。	左記のとおり措置済み。
149	290	社会教育課	意見	ふなばし市民大学校のカリキュラムについて、令和4年度のライフデザイン学科が開講できなかった要因を内容・日時・講義形態等の観点から分析し、受講者の期待に応えられるカリキュラム内容の決定に生かすことを要望する。	内容・日時・講義形態等の観点から分析し、令和5年度は、自らの人生設計を積極的に考え、生涯をとらえて知識と時代の変化に対応するスキルを学ぶことができるような講座を、平日の夜間に交通の便の良い会場で対面方式で行うこととした。	左記のとおり措置済み。
150	291	社会教育課	意見	ふなばし市民大学校の授業料については、見直しに関する手続をふなばし市民大学校運営要綱に定めた上で、一定の基準に基づいて毎年度適切であるかどうかについて検討することを要望する。	監査時点と同じ。	授業料の見直しに関する手続きをどのように行うか、令和5年度中に検討する。
151	292	社会教育課	意見	ふなばし市民大学校の講師に対する報償金について、見直しに関するルールを設定した上で、毎年度、講師謝礼基準が適切であるかどうかについて一般的な相場などを踏まえて検討することを要望する。	監査時点と同じ。	令和5年度中を目途に、現状の見直しを行い、講師謝礼基準の見直しルール策定の検討と講師謝礼基準が適切であるかどうかの検討を行う。
152	294	社会教育課	意見	旧視聴覚センターからふなばし市民大学校へ移管された事業のうち廃止予定の事業については、事業実績の推移を把握していくとともに、これを踏まえた廃止までの具体的な手順を明確にするよう要望する。	監査時点と同じ。	ふなばし市民大学校に移管後の16ミリフィルム関連事業及び機材等貸出事業の事業実績の推移を踏まえて、令和6年度中に事業の方針について検討を行う。
153	298	社会教育課	意見	旧視聴覚センターからふなばし市民大学校に移管された16ミリフィルムについて、貸出実績の無いもの、又は今後の貸出が見込まれないものは処分するなど、管理時間と費用を最小限に抑えられる方法を検討することを要望する。	監査時点と同じ。	16ミリフィルムの貸出実績を把握し、令和6年度末までに、貸出実績の無いものや貸出しが見込まれないものの処分を検討する。

番号	頁	対象所属	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
154	299	社会教育課	意見	旧視聴覚センターから移管した照明設備について、ふなばし市民大学校で使用しないものは、早急に廃棄・処分することを要望する。	他の施設で使用できる機器については、令和5年7月までに譲渡を行った。	残る機器の内、物品である照明本体については、令和6年度予算にて廃棄物処分委託として予算要求を行う予定である。天井部分等の吊下用設備一式については、令和5年10月から令和7年3月までは物品保管の関係で、スタジオ内での撤去工事が困難であることを鑑み、令和6年度での予算要求は見送ることとし、7年度以降の撤去工事の予算要求を検討する。
155	301	社会教育課	指摘	ふなばし市民大学校の令和3年度の一部職員の勤務状況が時間外勤務時間について労働基準法に準拠した指針あるいは年次有給休暇取得日数について労働基準法の趣旨を踏まえた通知の要件を満たさない実態となっていたため、令和4年度の勤務状況も踏まえ、業務の見直し、職員配置の再検討、日常的な労働時間管理方法の再検討を人事主管課(教育総務課)とも協議の上、早急に対応されたい。	業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図った結果、令和4年度は、時間外勤務時間は労働基準法に準拠した指針、年次有給休暇取得日数は労働基準法の趣旨を踏まえた通知の要件のいずれも満たすことができた。加えて、令和5年度からは、社会教育課内の配置転換により、常勤職員4名、再任用短時間勤務職員1名の勤務に変更し、事務割振を見直すことで再任用短時間勤務職員の担当学科数を減らし事務負担を軽減することとした。	左記のとおり措置済み。
156	302	社会教育課	指摘	ふなばし市民大学校が保管する記念切手についても、通常の郵便切手と同様に「郵便切手・はがき受払簿」に記録し適切な受払管理を実施されたい。	令和4年12月16日に「郵便切手・はがき受払簿」へ記録した。	左記のとおり措置済み。
157	302	社会教育課	意見	ふなばし市民大学校のトイレについては、早急にバリアフリー化のための修繕工事を実施するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和5年度中に、トイレの個室内に手すりを取り付ける修繕を行う予定である。
158	306	文化課	意見	船橋市文学賞の実施要領を明文化し、そこに賞賜金や選者報酬の支給基準を規定するよう要望する。	監査時点と同じ。	他市状況の調査を行うなど、実施要領の明文化に向けて検討する。
159	307	文化課	意見	船橋市文学賞作品集の頒布価格は1冊当たり印刷製本費の大部分を回収できる程度の価格に設定するとともに、印刷製本費の変動に合わせて定期的に見直しを行うよう要望する。	監査時点と同じ。	今後作製する作品集の頒布価格については、1冊当たり印刷製本費の大部分を回収できる程度の価格に設定するよう検討する。
160	309	文化課	意見	文化課で事務局を担っている任意団体の会計業務について、インターネットバンキング導入に向けての事務フローの見直し等の実務上の課題を整理し、早期のインターネットバンキング導入に向けて、事務局として団体に働きかけるよう要望する。	監査時点と同じ。	任意団体の会計業務について、インターネットバンキングを導入できるかを、関係部署と検討する。
161	312	文化課	意見	船橋市文化活動普及事業を現状の実施方法・実施規模で継続するのであれば、ごく少数の児童・生徒のための体験型授業の提供が、船橋市の教育全体に及ぼす効果を合理的に説明しうるエビデンスのあり方について研究するよう要望する。	事業規模の拡大を検討し、令和5年度から、年間実施校数を10校から20校に拡大した。	引き続き、より多くの児童・生徒に体験型授業を提供できるよう検討する。
162	312	文化課	意見	芸術に身近に触れる機会を得たいと自ら希望する児童・生徒がより多く参加でき、かつ、船橋アーティストバンクに登録している講師のより多くが授業を実施できるような事業の方法を検討するよう要望する。	令和5年度から、年間実施校を増やしたことにより、児童・生徒がより多く参加でき、かつ、講師のより多くが授業を実施できるようにした。	左記のとおり措置済み。
163	315	文化課	指摘	廃棄物の収集運搬・処分業務のように同一の委託業者によって一体的に実施されることを当初から想定している契約について、緊急の必要により契約を行わなくてはならない状況にあっても、意図的に契約分割を行う事務は改められたい。	今後、廃棄物収集運搬・処分業務に係る事務や、同様の事務が発生した際は、処理が納期までに履行できるよう、計画的に余裕をもって契約業務を行うことを課内で確認した。	左記のとおり措置済み。
164	315	文化課	指摘	競争入札が適さないと判断し、随意契約を実施する場合には、契約明細書において、随契理由を詳細かつ具体的に記述されたい。	今後、競争入札が適さないと判断し、随意契約を実施する際には、契約明細書に随契理由を具体的に記載することを改めて課内で確認した。	左記のとおり措置済み。